

広島県告示第五百三十九号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和四年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行う者の名称
広島県

二 調査の名称
受動喫煙防止に関する施設調査

三 調査の目的
多数の人が利用する施設における受動喫煙防止対策の状況を把握し、今後の対策の検討に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

四 調査対象の範囲
広島県内の健康増進法第二十八条対象施設（広島市内を除く）

五 報告を求める事項
健康増進法一部改正（受動喫煙防止対策のルール化）の認知度、広島県がん対策推進条例改正（学校及び児童福祉施設等の敷地内禁煙化）の認知度、受動喫煙防止対策の実施状況

六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間
令和四年七月十一日から令和四年七月二十九日まで

七 報告を求める者
1 数
五千事業所

2 選定方法
無作為抽出

八 報告を求めるときに用いる方法
郵送により調査票及び返信用封筒を配布。返信用封筒により調査票を回収

九 報告を求める期間
1 調査の周期
一回限り

2 調査の実施期間又は調査票の提出期限
令和四年七月十一日から令和四年七月二十九日まで